平成２２年（フ）第２６２７号
大阪市西成区潮路１丁目６番27号　グランドルチェ603号
債務者　大石　賢治
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６８２号
堺市南区高倉台３丁12番２号
債務者　祇園　惠司
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平賀　達郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７０９号
大阪府寝屋川市田井町44番18号、前住所大阪府寝屋川市若葉町14番16号
債務者　長尾　幸治
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口喜久治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７４７号
大阪府茨木市真砂１丁目19番13号
債務者　マサゴクリーニングこと　村越　克己
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月８日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７４８号
大阪府茨木市真砂１丁目19番13号
債務者　村越　　良
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月８日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３６号
埼玉県入間市大字下藤沢1110番地１　レーベンハイム407
債務者　荒井由利子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　志穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月７日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２７００号
大阪市鶴見区今津北５丁目10番20号
債務者　中井　武夫
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　吉洋
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８０９号
大阪市西区九条南２丁目26番20―402号
債務者　山根　美苗
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　真也
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第７３２号
名古屋市中川区吉良町138番地の10　アーバニア荒子東201号
債務者　吉田　直子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２４号
名古屋市瑞穂区本願寺町１丁目10番地　丸山ビル３Ｆ６号
債務者　吉村　太一
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３６号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町１丁目14番地　パークタウン桜ケ丘Ｂ―102
債務者　水野　　浩
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３７号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町１丁目14番地　パークタウン桜ケ丘Ｂ―102
債務者　水野　尚美
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０２８号
名古屋市中川区戸田明正３丁目401番地　戸田荘９棟502号
債務者　髙田　惠美（旧姓犬飼）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５６号
盛岡市青山２丁目23番１号　アップルハウス青山201号、旧住所盛岡市東緑が丘４番36号
債務者　菊地　義徳
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４９６号
堺市西区上野芝向ケ丘町６丁14番５号
債務者　江口　享子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
函館市東山２丁目65番22号
債務者　竹内　　光
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１７２号
函館市桔梗町418番地276
債務者　原口　奈美（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１７３号
函館市中道２丁目２番24―301号
債務者　矢島妃佐子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
函館地方裁判所